

国民年金だより

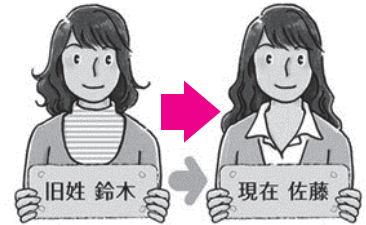


年金のことでご不明な点はお問い合わせください。
役場町民生活課 (☎42-2633)

あなたの年金記録に「旧姓」の記録はありますか？

現在、結婚されている方で、結婚される前の姓での年金記録は正確に記録されていますか？その当時、会社や会社が経営する工場などで働いていた場合は旧姓で厚生年金に加入していた可能性があります。

その会社が現在では廃業、倒産していても厚生年金の加入記録は年金機構に記録されています。疑問のある方は、函館年金事務所による年金相談（次回は8月20日です。）や役場町民生活課へ相談してください。



令和2年度 国民年金保険料の納付をお忘れなく

○定額保険料 → 月額16,540円

郵便局、各金融機関およびコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

1年分をまとめて納付する場合や口座振替により納付する場合は、保険料の割引がありますので役場町民生活課へお問い合わせください

お得です!年金が増える「付加保険料」

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

受給できる付加年金の年額は「**200円×付加保険料を納めた月数**」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。(物価スライドはありません)

手続きは、役場町民生活課または各支所で行えます。

(例) 付加保険料を10年間納めると.....

・ 10年間に支払う保険料 $400円 \times 120月 = 48,000円$

・ 1年間で受給できる付加年金 $200円 \times 120月分 = 24,000円$

($24,000円 \times 2年 = 48,000円$)※

※上記のとおり2年で納めた保険料の元がとれることとなります。

年金の受給資格期間をご確認ください

受給資格期間は10年以上必要です。保険料の納付・免除期間などを合わせて、決められた受給資格期間を得ることができなければ、老齢基礎年金を受け取ることはできませんので注意してください。

老齢基礎年金は、40年間の保険料を納めた場合に65歳から満額（781,700円）支給されます。

※令和2年4月からの額です。

また、未納が多いと「遺族基礎年金」、「障害基礎年金」など、もしもの時の年金が受けられないことがありますので注意しましょう。